

令和6年度第8回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月11日（月） 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員（10人）

会 長	1 番	前 川 義 憲			
委 員	3 番	宮 内 敬 介	4 番	竹 下 るみ子	
	6 番	草 刈 満 男	7 番	青 木 正 篤	
	8 番	古 谷 葉 子	9 番	浮 田 益 実	
	11 番	池 本 英 夫	13 番	長 石 憲太郎	
	14 番	小宮山 晃 次			

4. 欠席委員（4人）	2 番	春 摘 要	5 番	林 悦 子	
	10 番	葉 狩 健 一	12 番	細 山 周 一	

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（3人）

農地利用最適化推進委員

15 番	西 沖 和 己	17 番	國 石 宜 広
18 番	植 木 義 博		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について

議案第3号 智頭町農地利用最適化推進施策に関する意見書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	山 中 章 弘	書 記	安 道 千 景
------	---------	-----	---------

8. 会議の概要

	(開 会 午後2時02分)
事務局長	ただ今から、令和6年度第8回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し10名の出席ですので、総会は成立しております。 開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、総会に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、7番 青木正篤委員、8番 古谷葉子委員にお願いいたします。 次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を、下記のとおり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告です。 (議案書に基づいて届出書の内容を説明) 以上、1件提出がありました。 また、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。 以上です。
議長(会長)	次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。 それでは番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局長	議案書の２ページをご覧ください。番号１です。 権利種別は３条の有償移転、売買です。 農地の所在が大字大背字道ノ下 2047 番、地目が田、面積が 490 ㎡。 譲渡人は鳥取市湖山町東一丁目 401 サーパス湖山駅前 202 号の●●●●さん、譲受人は智頭町大字大背 949 番地の●●●●さん。 申請事由としましては、●●●●さんの経営規模の縮小、●●●●さんの経営規模拡大となっております。 場所につきましては、別冊の申請位置図の１ページをご覧ください。 五月田集落内のいろは館隣の農地になります。 ２ページに公図。３ページが現況写真となっております。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 ただいまの説明に関連して、４番 竹下るみ子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
４ 番	失礼します。 議案第１号の番号１について調査しましたので、結果を報告します。 １１月３日に●●●●さんと現地で、１１月５日に●●●●さんと電話で話しをし、確認しました。 農地法第３条の調査項目に基づき調査しましたところ、譲渡人の●●●●さんは現在鳥取市内に住んでおられまして、申請地の管理が中々出来ず、近隣の住民の方に作ってもらっていたようですけども、近隣住民の方も高齢となり、中々作ることが出来ず、ちょっと手つかずの状態になっていました。 譲受人の自宅は申請地から近く、農地として管理するのにはとても利便性が良く、取得後は既存の農地と同様に使用されるものと思われます。 申請どおりで問題ないことを確認しました。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局、担当地区委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長(会長)	発言がないようですので、それでは採決いたします。 議案第１号番号１について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第１号番号１は原案のとおり決定いたしました。

事務局長	次に、番号2について事務局に説明を求めます。 引き続き議案書の2ページをごらんください。番号2です。 権利種別は3条の有償移転です。 農地の所在が大字東宇塚字馬橋710番1、地目は田、面積は634㎡。 譲渡人は鳥取市永楽温泉町505番地第1ガーデンハイツ観光609号の●●●●さん、譲受人が鳥取市若葉台北三丁目7番14号の●●●●さん。 申請事由としましては、●●さんの経営規模縮小、●●さんの経営規模拡大となっております。 場所についてですが、別冊の申請位置図の4ページをご覧ください。 県道西宇塚那岐停車場線から東宇塚集落入り口の農地となります。 5ページにその公図、6ページが現況写真となっております。 以上です。
議長(会長)	ただいまの説明に関連して、1番 私前川が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をいたします。
1 番	先ほど局長の方からの説明がありましたように、場所については東宇塚の集落入り口で、町道と県道の入り口のところです。ちょうど譲渡人、譲受人のお宅から百数十メートルのところに農地となります。 11月6日、●●●●さん、それから譲受人の●●●●さん、それから行政書士の●●さんの方に電話で確認をいたしました。又、場所については当日●●さんの方とまた確認しております。 もともと●●●●さんはアメリカの方に学校の先生で行っておられたりして、そこについては草刈りを人に頼んだりして農地の管理はされておったようなところですけども、私が知っておる限り、お義父さんが田んぼをやっておられてから、なかなか作付けの方が出来てなくて、保全管理だけをやっておられたというふうに聞いておりますし、私の方も見ております。 譲受人の●●●●さんは、いま鳥取の方に住んでおられますけど、いま集落の総事や草刈りに出て来ていただいたり、自分の農地も本人と息子さんや家族が来たりしてやっておると。おばあさんの方が主でやっておられますけど、力の要るところは皆本人がやっておるというようなところであります。 場所的に言いましても、あそこは長いことずっと放ったらかしになったおって草刈りだけ、というようなことでしたんで、●●さんの方で管理していただけたら集落の方も良いなということですし、本人の方もしっかり管理をするというふうに聞いておりますので、この第3条に照らし合わせて問題ないことを、確認をいたしましたので、報告いたします。 以上です。
議長(会長)	これより、質疑に入ります。ただいまの事務局、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。

7 番	いま事情分かりましたけど、鳥取市内に住んで、将来的に同じような形で維持管理、農業経営されるんですかね。維持管理ですかね。
1 番	農業経営されてます。 ただ、通って、今も毎週、母親のところに来て、一緒に農地をやったり、草刈りしたり、そういうことはやってます。
議長(会長)	その他ありませんか。 (質問、意見なし)
議長(会長)	それでは発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号番号2について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号「農用地利用集積計画(案)の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積計画(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	議案書の3ページをご覧ください。 10月18日付けで智頭町長から農用地利用集積計画(案)の意見決定を求められたものであります。 利用権設定面積ですが、田の3,351㎡です。利用権を設定する者が1名、受ける者が1名となっております。期間につきましては10年以上で3,351㎡となっております。 それでは4ページで詳細について説明いたします。 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明) 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長(会長)	それでは、採決いたします。

	議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第２号は原案のとおり決定することにいたしました。 次に、日程第３ 議案第３号「農地利用最適化推進施策に関する意見書について」を議題とします。 農地法第３８条第１項の規定により、別紙のとおり農地等利用最適化推進施策の改善意見を決議するものです。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは皆さんに事前に配布させていただいております「令和６年度 智頭町農地利用最適化推進施策に関する意見書(案)」をご覧ください。 先月の総会後にお話しした４項目ですね。農地保全・農業振興に必要な予算の確保について、販路開拓の推進について、農業基盤の維持か補修及び遊休農地対策について、営農組織の育成・農業後継者の確保についてという、以上４項目についての意見書となっております。 ９月の総会の後、１０月２日、１０月２４日と、検討委員の皆さんのご検討を頂いてまとめたものとなっております。 それでは内容を少し読んでみたいと思います。 (朗読と説明) 今後の予定としましては、１１月２７日に町と議会に意見書を提出しますし、今年はどうも聞くところによりますと、いつも中々町は財政が厳しいとは言っておりますけど、かなり例年以上に今後３年間で厳しくなるということで、予算の査定の時期等も早まっておることですので、１２月中に何とか町と意見交換の場を持って意見交換をできればと思っております。 それと、フォローということも兼ねて、来年の予算が動き出した４月以降。６月、７月頃に途中経過であったり、この意見書の動きはどうかといった、町とのフォローの意見交換会を出来れば良いのではないかと、という具合には考えております。その時には皆さんと相談したいと思っておりますけども、まずは今年度の意見書、このような形で検討委員の皆さんに作っていただきまして、こういうもので出し行きたいと思っております。 事務局としては以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手を願います。 最適化推進委員の方は、議決権はありませんが意見を言っていいただいて結構です。

7 番	ちょっと文章の関係ですけど、2番の下から4行目、「農業後継者の確保が難しいと考えられる」。「考えられる」という表現が他にも、4番にもあるんですが、「考えられる」でなくて、もう「難しい」と言い切った方がいいんじゃないですか。「考えられる」ではちょっと弱いと言うか、腰が引けた感じがするので。4番もそうですけど。「困難である」と言い切っちゃっても、現状認識間違っていないと思いますので。 それから、2番の文末。「販路開拓の推進を行うこと」。何かちょっと回りくどい。「販路開拓を推進すること」に。 後は3番の最後。「牧草地としての活用の継続支援」ってのは、具体的には何。これがちょっと解りにくいんですけど、何だったんですかね。
事務局長	そうですね。那岐とか富沢とかですね、牧草地をされている方がどんどん止めるというようなものが結構多発してきてまして。それを継続できるような。それを、牧草地を止めたからといって、直ぐ草を刈ったりとか管理したり、戻すということが出来ないということがあったもので、ちょっと入れたんですけど。
7 番	具体的にどんな支援かというのがちょっと見えてこない。これを指摘されたときに、じゃあ何をすれば良いのと聞かれたときに、具体的なものが無いとちょっと言いにくいなと。 それから4番の下から2行目、「営農組織や農業経営法人の設立」。これは「経営の組織や農業経営法人を設立」っていうことですよね。その後に「や活動の支援」となる。この「や」はどう係るのか。これは「法人の設立・支援」とかにした方が、文章が読みやすい気がするんです。 もう一つついでに言いますと、1番の下から3行目です。「耕作規模や形態による支援方法を明確化」っていうのが、具体的にどうなのかな。要は、ある程度の規模の農業経営をする者に支援のターゲットをもうちょっと絞るべきだと。ね、そういうことなんですよ。
6 番	小さいところは止めろと。
7 番	止めろとは言わないけど、あまり積極的な支援の対象になかなかならないんじゃないかと。私はそういう方向で言ったので。 気づいたのはそういうところです。
事務局長	小っちゃいところは、小っちゃいとこなりの支援の仕方があるんじゃないかなと。
7 番	同じ支援でも、支援の仕方が違うと。去年は、今年か。機械の補助があったときに、とにかく経営の中身にかかわらず、要はくじ引きだと、抽選だと

	いう話があったんで、政策実現を目指す方向に誘導する政策になってないんじゃないかと。だから、やっぱり具体的にどういうものを支援するという、そういう明確な政策が良いじゃないかと。それがこういうことになったと思うんですか。
事務局長	そうですね。
議長(会長)	では、1番はどうする。何か直すのか。
7 番	聞かれたときに、そう答えれば良いのでは。 あまり露骨に書くと、これまた。
事務局長	そうなんですよね。補助金を例にしては書きにくいし、いまみたいなことを3、4行に書いてみてもなかなかで、結局こうなってしまったんですけど。
7 番	切り捨てみたいな話になっちゃう。それは補足の説明で補えば良いんじゃないですか。
議長(会長)	その他。 ありませんか。
	(発言する者なし)
議長(会長)	よろしいですか、これで提出になりますけど。
7 番	後ね、一番最後。サングリーンと複業組合との関係。 結局、サングリーンなり複業協同組合が自ら農業経営をやるのではなくて、農業経営を継続するのに、農業ってのは、まあ、基本機械化すればある程度一人作業でも出来る部分があるけど、どうしても一人では出来ない作業が必ずあるんで、そういう時に派遣をして支援をするというようなことを、サングリーンとか複業協同組合でやって欲しいなと、ということなんですよ。 だから、もう少し何かな、そこだと少し・・・、何かの派遣とか、個別形態の、何て言うか、労働職の随時派遣みたいな役割を果たして貰いたいとか、に変えた方が良いですかね。
事務局長	その辺も引くくるめて、「農業分野参画を図る」と書かせてもらいました。
7 番	この前、サングリーンの●●●●とちょっと話をしたんだけど、サングリーンに予め言ってくれたら、複業から派遣出来るよみたいなことをちょっと言ってたんだけど、でもそれは、サングリーン智頭が複業共同組合から人材

	派遣してもらって、それでやるのが正式で、表舞台で出来るのかどうかというのが、ちょっと気になったんだけど。 どうしても必要なら、そういう形もあるんでしょうけど、それが堂々とね、本来の複業協同組合なのか、サングリーンを通せば良いのか。でも、複業だと組合員でないと出来ないの、個別農家がそれぞれ組合員になれというのは難しいので。 何らかの形で、個別農家の派遣要請が出来るような仕組みをね、ワンクション、サングリーン智頭が入っても良いんですけど、通じて出来るっていうのを、行政として、複業協同組合の業務として正面から受けてもらうとか、そういう形が出来れば一番良いんで。
事務局長	そうですね。いま、複業組合も農業の分野に参画したいということを考えているみたいで、まだちょっと出来ない。ただ、農業の方にもやりたいということでいま考えてはいるみたいなので、その立て付けというか設計する中でいまみたいな話をして、どうしたらそれが出来るのか。もしかしたら、本当にサングリーンを使って出来るのかも分からないし。
7 番	要望を投げかけるんじゃないくて、来春から、来シーズンからやるようにして欲しいということ。 要は、検討、検討で先送りしても意味ないんで。とにかく、どうしたら出来るかっていうことで、考えて欲しいなと。
3 番	複業組合は、個人者は入れないんですよね、今のところは。
1 4 番	10万円だかの保証金が先ず要るらしいですな。会社とか組織として。
3 番	法人というか、そういう組織でないと、個人でも法人化すれば良いんですけど、個人農家が、っていう訳にはいかないんですよね。
1 4 番	任意はいけんのかな。
7 番	例えば、複数の農家がこうまとまって、何らかの形の組織を、規約みたいなん作って認めてもらって入れるなら、それが一番簡単かも知れない。
事務局長	ちょっとその辺、話をしてみる。ただ、春とかいうのはなかなか厳しそうなのがしますけど。
議長(会長)	言い分としては、いまおっしゃるように、全部そこに任せてしまうというのではなくして、そういう派遣だったりという、おそらくその辺の説明をするようにして。 ここの文章的なことはどうさせてもらったらええかな。

7 番	いいんじゃないですかね。
事務局長	じゃあ文章はこのままで、また説明等で。
議長(会長)	いま、あったように、青木委員の方から話のあったところ。
事務局長	ちょっと文章も唐突な感じですので、意見交換の中では出させていただくということで、3番の牧草地のところはちょっと取らせてもらおうかと。「空き家と農地のセットで体験できる施設設備や遊休農地を耕作地へ戻す時の支援等の具体的な対策を」ということにさせていただこうかなと思います。
議長(会長)	その他、どうでしょうか。
1 4 番	1 番の下から3行目。「明確化することにより、より必要」、ちょっと「よりより」が続く。「明確化することで」の方が良いのでは。
事務局長	「明確化することによって」にしましょうか。
7 番	あるいは「明確化し」。
1 4 番	一行上にも「明確化し」がある。
事務局長	「明確化することで」にしましょうか。
	(同意する声あり)
事務局長	「明確化することで」にさせていただきます。
議長(会長)	皆さんどうでしょうか。まだありましたら、どんどん言ってください。
	(発言する者なし)
議長(会長)	よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第3号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり決定することに致しました。 それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業

閉 会	委員会第8回総会を閉会いたします。 (閉 会 午後2時49分)
-----	--

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和6年11月11日

智頭町農業委員会議長 前 川 義 憲

智頭町農業委員会委員 青 木 正 篤

智頭町農業委員会委員 古 谷 葉 子